

独立行政法人国立女性教育会館の見直し内容

令和 7 年 8 月 29 日
文 部 科 学 省

1. 政策上の要請及び現状の課題

(1) 政策上の要請

独立行政法人国立女性教育会館（以下「本法人」という。）は、男女共同参画に係る我が国唯一のナショナルセンターとして、関係機関・団体のネットワークの中核を担い、高度で専門的・実践的な人材育成研修の実施や、専門的調査研究及び情報の収集・提供等の事業を通して、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的としている。

「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年法律第 78 号）では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する重要事項と位置づけ、男女共同参画基本計画を定め施策の総合的かつ計画的な推進を図っており、今後も引き続き少子高齢化が進み、生産人口が減少する中、国民一人一人がその個性と能力を最大限に発揮できる、柔軟な社会に対応した男女共同参画社会の形成が求められている。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025（女性版骨太の方針 2025）」にあるとおり、現在、東京一極集中の流れが続いており、特に女性が地方での生活を選択しない傾向が強まっていることから、女性にも選ばれる地方を実現することを通じて、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地域を構築することは待ったなしの課題である。そのため、希望する仕事を選択できる環境の整備をはじめ、女性がその地域で個性と能力を十分に発揮する機会が得られ、生きがいを感じながら生活できる地域社会の実現に向けた取組を進めていかなければならない。女性への家事・育児・介護の負担の偏りを是正するとともに、仕事と健康課題の両立を支援する取組や、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消等に向けた取組等を日本全体に浸透させていくことは、女性がどこに住んでいても、また、いかなるライフステージにあっても、仕事を得て、自分らしく生きていくための礎となる。また、女性の活躍は、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素でもあり、企業等における女性活躍をはじめ、あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大を一層推進

することが求められる。また、このような変化を促すためには、社会全体としての取り組みが必要であり、男性へのアプローチも必須である。第 217 回国会において、「男女共同参画社会基本法」の改正が行われるなど、政府の取組が強化される中、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現が求められている。

（２）現状の課題

上記のような現状認識を踏まえ、政府は、１．女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり、２．全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり、３．あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大、４．個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現、５．女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化等について、政府全体として今後重点的に取り組むとの方針を示している。

こうした中、第 217 回国会において、「独立行政法人男女共同参画機構法（令和 7 年法律第 79 号）」が可決・成立した。「独立行政法人国立女性教育会館」は令和 8 年 3 月末をもって解散し、今後は独立行政法人男女共同参画機構（以下「新法人」という。）としての新たな事業に取り組むこととなる。

新法人は、国の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、また、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援する「センターオブセンターズ」としての機能を付与することで、女性に選ばれる地域づくりを後押しすること等を通じて、性別にかかわらず誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指す。

２．講ずべき措置

（１）中期目標期間

新法人が実施する業務は、男女共同参画社会の形成に資する、全国の男女共同参画センターや自治体担当部局を支援しつつ、人材育成や調査研究等が長期的な視点に立つて行われる必要があることから、中期目標期間は、令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 13（2031）年 3 月 31 日までの 5 年とする。

（２）中期目標の方向性

新法人は、これまで本法人が蓄積してきた資産やネットワークを最大限に活用しつつ、以下の事業に取り組むことで、我が国の男女共同参画社会の形成を

推進する。

○男女共同参画基本計画に定める施策全般にわたって、その推進に資する普及啓発、人材育成、調査研究等を行うナショナルセンターとして、本法人の機能強化を図る。

○全国の男女共同参画センターとネットワークを構築し、各地のセンターを通じて各地域の状況や課題等を機動的に把握するとともに、それに応じた男女共同参画に関する最先端の知見・ノウハウを積極的かつ効果的に提供・発信することにより、各地のセンターを強力にバックアップする「センターオブセンターズ」として、以下の基本的方向性の下で、本法人の機能強化を図る。

- ・各地域における様々な課題への対応力の強化を図るための人材の育成・専門性向上
- ・センター同士や関係機関とのネットワークの構築・強化
- ・男女共同参画に関する施策の企画立案を支える EBPM 機能の強化
- ・国・地方公共団体の施策との連動性の確保と施策の推進機能の強化

○新法人に必要な機能を本館に集約することとし、老朽化した宿泊棟、研修棟、体育施設等の施設について、令和 12 年度までを目途に撤去することを目指す。なお、土地の所有者である埼玉県と協力し、民間事業者による活用の可能性についても並行して検討を進める。

以上